

白川町公告第4号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により、白川町森林整備計画の変更案を作成したので、同条第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、「白川町森林整備計画（変更案）」を縦覧に供する。

なお、「白川町森林整備計画（変更案）」に意見のあるものは、同条第2項の規定により縦覧期間が満了する日までに、白川町長に対し、理由を付した文書をもって意見書を提出することができる。

令和8年2月25日

白川町長 佐伯正貴

1 縦覧期間

自 令和8年2月25日

至 令和8年3月26日

2 縦覧場所

白川町のウェブサイト